

提供日 平成23年7月22日 16:00

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課食品衛生班 電話(直通) 073-441-2624
 担当 藪野・澤田 (内線) 2623・2624・2625

放射性セシウムを含む稲わらを餌として与えていた
 牛の食肉に係る流通調査について(第8報)

高濃度の放射性セシウムが検出された稲わらが給与された、特定の農家から出荷された牛の食肉について、牛肉(個体識別番号:10370-32156)の一部が保管されていたため、県環境衛生研究センターにおいて放射性物質の検査を実施しました。

また、新たに和歌山市から県保健所管内に流通しているとの情報を得たので、現在当該牛肉の流通経路を調査しています。

現時点で判っている流通状況については、下記のとおりです。

記

1. 放射性物質の検査結果

生産地	品目	個体識別番号	検査結果(単位: Bq (ベクレル) / kg)	
			放射性ヨウ素	放射性セシウム
福島県	牛肉	10370-32156	不検出	不検出
食品衛生法の暫定規制値			なし	500

2. 新たに流通が判明した個体について

	個体識別番号	と畜日	一次販売先	県保健所管内販売先		その後の流通状況		
				購入日 購入量	所在地 ・業態	購入日 購入量	所在地 ・業態	販売状況等
12	02535 23813	6/14	東京都	6/24 6.1kg	伊都郡内 食肉販売業(小売)			橋本保健所が調査中
11	05265 05089	6/27	姫路市	7/7 196.6kg	岩出市内 食肉販売業(小売)			岩出保健所が調査中
10	06328 04014	6/13	姫路市	6/23 135.3kg	岩出市内 食肉販売業(小売)			
				6/23 56.2kg	岩出市内 食肉販売業(小売)			
9	02493 18034	5/31	姫路市	6/9 77.8kg	岩出市内 食肉販売業(小売)			
8	02571 11542	5/30	姫路市	6/11 340.4kg	岩出市内 食肉販売業(小売)			

	個体識別番号	と畜日	一次販売先	県保健所管内販売先		その後の流通状況				
				購入日 購入量	所在地 ・業態	購入日 購入量	所在地 ・業態	販売状況等		
7	02560 14851	5/16	姫路市	5/27 46.4kg	岩出市内 食肉販売業(小売)			岩出保健所が調査中		
6	05098 05076	5/9	姫路市	5/13 388.8kg	岩出市内 食肉販売業(小売)					
5	03742 07111	5/11	埼玉県	5/14 359kg	海 南 市 内 食 肉 販 売 業 (卸)	6/7 43.1kg	紀の川市 食肉販売業(小売)	消費者に35kg販売 8.1kg廃棄		
						5/23 23kg	御坊市 食肉販売業(小売)	消費者に全量販売		
						5/23 158.8kg	西牟婁郡 食肉販売業(卸兼小売)	消費者に196kgを販売		
						5/26 28.9kg		5/30 1.3kg	西牟婁郡 食肉販売業(小売)	消費者に全量販売
						5/28 15.6kg		6/6 6.0kg	西牟婁郡 飲食店	消費者に全量提供
						合計 203.3kg				
						5/23 39.6kg	大阪府 食肉販売業	大阪府が調査中		
						5/26 19.8kg	大阪府 飲食店			
						5/28 6.2kg	大阪府 飲食店			
						6/2 24kg	大阪府 食肉販売業			

3. これまでに流通が判明した個体について

	個体識別番号	と畜日	一次販売先	県保健所管内販売先		その後の流通状況		
				購入日 購入量	所在地 ・業態	購入日 購入量	所在地 ・業態	販売状況等
1	10370- 32156	5/23	仙台市	6/3.4 87.0kg	海 南 市 内 食 肉 販 売 業 (卸)	6/4 26.1kg	岩出市 食肉販売業(小売)	消費者に30kg販売 、20.5kg廃棄
						6/4 24.4kg		
						6/20 6.8kg	和歌山市 飲食店	消費者に全量提供

暫定規制値以内

						6/10 6.1kg	有田郡 食肉販売 業(小売)	全量自家消費
						6/17 8.6kg	大阪府 食肉販売 業(小売)	消費者に全量提供
						6/17 8.5kg		
						6/21 8.5kg	大阪府 食肉販売 業(小売)	消費者に約4kgを販 売、約2.5kgを廃棄、 約2kgを返品
2	10124- 48422	5/11	東京都	6/10 3.1kg	有田郡 飲食店	—	—	消費者に全量提供
				6/11 4.5kg	有田郡 飲食店	—	—	3.8kg 消費者に提供、 0.7kg 和歌山市内食肉 販売業者に返品、当 該牛肉を環境衛生研 究センターで検査し たところ、食品衛生 法の暫定規制値以内 でした。(205.3Bq/kg)
				6/24 4.0kg	海南市 飲食店	—	—	全量自家消費
3	05905- 02595	4/8	横浜市	4/26 26.0kg	橋本市 食肉販売 業(小売)	—	—	消費者に全量販売
4	02801- 08632	4/14	東京都	4/30 20kg	新宮市 食肉販売 業(小売)	—	—	消費者に全量販売

《県民のみなさまへ》

- ※ 食肉の放射性セシウムの暫定規制値は、500 Bq/kg です。
- ※ 国の定める暫定規制値は、規制値のレベルで汚染された食品を1年間毎日食べ続けても問題のない数値で設定されていて、これは食品全体からのセシウムによる被ばくが年間5ミリシーベルトを超えないようにするという考え方に基づいています。
- ※ 放射性セシウムが検出された稲わらが給与された牛の牛肉から、現段階で最大4,350 Bq/kgの放射性セシウムが検出されていますが、仮にこの牛肉を1回200gを5回食べたとしても、体が受ける影響はおよそ0.06ミリシーベルトとなり、年間5ミリシーベルトをはるかに下回ることから、医学的に影響が出るとは考えられず、健康上の問題を過度に心配する必要はありません。